



長崎市労政だより

長崎市や関係機関からの雇用・労働関連のお知らせをお届けしています。

～令和4年4月28日号～

★長崎市からのお知らせ

- 1 大切な「いのち」を守るために… Vol.1
5月14日～20日は「ギャンブル等依存症問題啓発週間」です
- 2 「長崎市人材確保支援費補助金」について
- 3 「長崎市中小事業者等一時金（第4期）」について

★長崎労働局からのお知らせ

- 4 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」認定について
- 5 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定について

★長崎県からのお知らせ

- 6 「令和4年度長崎県離職者雇用促進助成金」について



1 大切な「いのち」を守るために… Vol.1 (1/3)

～5月14日～20日は「ギャンブル等依存症問題啓発週間」です～

やめたくても、やめられないなら、..

“一度始めると自分の意思ではやめられない”、“毎回、やめようと思っているのに、気が付けばやり続けてしまう”・・・

それは「依存症」という「病気」かもしれません。

* 依存症とは？

アルコールや薬物、ギャンブルなどの特定の物質や行為を「**やめたくても、やめられない**」、「**ほどほどにできない**」状態を「**依存症**」といいます。自分の意思ではコントロールできなくなり、家庭崩壊や違法行為、失業、他のところの病気の併発など自分や家族の健全な社会生活に悪影響を及ぼす恐れがあります。

* 社会生活や健康への影響

こころ

- ・自分の置かれている状況への焦りや孤独感などから心が安定しない
- ・感情をコントロールできない
- ・自己中心的になる
- ・思考能力が低下する
- ・こころの発育が遅れる

など

体

- ・健康状態が悪くなる
- ・離脱症状が生じる
- ・慢性的な頭痛・めまい・吐き気・肩こり
- ・栄養障害
- ・体力の低下

など

社会性

- ・生活リズムが乱れ学校や職場に行けなくなる
- ・依存物質/行為が最優先となりひきこもりがちになる
- ・周囲との関係が悪くなる

など

生活がみだれ、こころの病気を併発する可能性もあります



1 大切な「いのち」を守るために… Vol.1 (2/3)

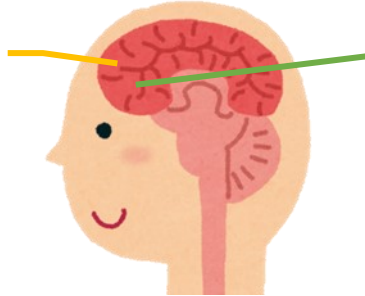
*依存症へのプロセス ～ギャンブル依存症の場合～

依存症は、意思の弱さが原因だと思われがちですが、特定の物質の摂取や行為を繰り返すことで脳が異常をきたす「脳の病気」です。

前頭前野

意思決定などにかかわる前頭前野の機能が低下する。

また、ギャンブルのみに敏感に反応し、ほかの娯楽には反応しなくなる。



報酬系

快感を得ると「ドーパミン」が放出される「報酬系」の部位に異常が起こり、快感が得にくくなる。一方で、ギャンブルへの執着は強くなっていく。



①ギャンブルを楽しむ

②次第に物足りなくなる

③金額や回数が増え、のめり込んでいき自分でコントロールできなくなる

④金銭や生活のことで問題が起きてもやめられない

*ギャンブル「好き」とギャンブル「依存症」の違いは？



	ギャンブル好きの人	ギャンブル依存症の人
賭け方	娯楽の範囲で楽しめる	問題をおこすまで賭けてしまう
心理・行動	ギャンブルをするお金や時間がないときには我慢できる	自分をコントロールできず、賭けはじめると止まらない
生活	ギャンブルが仕事・生活に支障をきたしていない	ギャンブルが生活の中心となり、仕事・生活が破綻する
金銭	小遣いの範囲内でやりくりしている	借金を繰り返すようになる



あくまでも趣味の範囲で楽しむことができ、
ギャンブルによって生活が脅かされない



ギャンブルへの衝動が抑えられず、
生活が破綻するまでお金をかけるようになってしまう

※ギャンブル依存症の人にあてはまったり、心配な場合はお気軽にご相談ください

1 大切な「いのち」を守るために… Vol.1 (3/3)

*相談窓口

長崎市地域保健課では、依存症に関することの他にもこころの健康についてご相談をお受けしています。

電話 095-829-1311 (精神保健福祉相談室直通)

時間 8:45~17:30 月~金(祝日除く)

参考：依存症対策(厚生労働省)

長崎市出前講座のご案内



~こころの健康について学んでみませんか~

市民の皆さまのこころの健康につなげるため、長崎市地域保健課では、下記の出前講座を行っています。

職員(保健師)が皆さまの職場に出向いて、講座を開催します。

職場のメンタルヘルス対策推進のため、職員研修等でぜひご活用ください。

開催費は無料で、夜間、土日の開催も対応可能です。

令和4年度 市政と暮らしの出前講座 ~地域保健課担当講座~

講座名	内容
こころの健康	うつ病やストレスなど、こころの健康についての正しい知識を身につけ、その対応方法を学びましょう
自殺を予防するために ~あなたもゲートキーパー~	自殺の現状を知り、私たちにもできる自殺予防のポイントを学びましょう
良い睡眠でこころの健康づくり	健康づくりのための睡眠指針とは? 睡眠障害についても学び、こころと体の健康づくりに取り組みましょう
飲酒とこころの健康	適正飲酒とは?より良くお酒とつきあう方法を学びましょう

出前講座の申込方法等の詳細につきましては、長崎市ホームページをご覧ください



問い合わせ先

長崎市市民健康部地域保健課 精神保健係

TEL: 095-829-1153

FAX: 095-829-1221



2 「長崎市人材確保支援費補助金」について(1/2)

～人材確保を目的として情報発信を行う市内中小企業の活動を支援します～

将来の長崎市を担う若年者の地元への就職・定住の促進を図るため、市内中小企業者等の人材確保を目的としたSNS等での広告、企業PR動画の制作、就職イベントへの参加などに係る経費の一部を支援します。

補助対象者	次の要件をすべて満たす中小企業者等※1 1 市内に本社又は事業所を有すること 2 長崎県内就職応援サイト「Nなび」への企業情報の登録を行っていること 3 市税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者ではないこと
補助対象事業	1 SNS等広告事業 2 PR動画等制作事業 3 就職イベント参加事業
補助対象経費	1 SNS、インターネット又はテレビを活用した各種広告費 2 企業PR動画や採用パンフレット（電子版含む）の制作費 3 企業説明会等（オンライン形式含む）への出展費、交通費及び宿泊費。 ただし、交通費は、公共交通機関の最も合理的な経路の運賃とし、グリーン席及びビジネスクラス以上の料金又は当該料金に相当する額を除く。宿泊費は、1人1泊当たり10,900円を限度とする。 （市職員の旅費を基準に設定）
補助率	補助対象経費の2分の1（千円未満切捨て） ※補助回数の上限は設定しない。 ただし、同一事業者に対する補助金額は1会計年度につき上限20万円



2 「長崎市人材確保支援費補助金」について(2/2)

申請期間	<p>令和4年4月1日～<u>令和5年2月28日まで</u></p> <p>※受付順で補助金の交付審査を行い、予算が無くなり次第、募集を終了します。 ※事業着手（正式発注や契約、参加申込）前に交付申請を行っていただく必要が あります。</p> <p>※交付審査を行う必要があるため、遅くとも事業着手の2週間前には、 ご申請いただきますようお願いいたします。</p>
申請時 提出書類	<ol style="list-style-type: none">1 補助金交付申請書2 補助事業概要書3 登記事項証明書等の市内に事業所を有することを証する書類4 見積書等の補助対象経費の内訳がわかる書類5 市税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証する書類 市税・・・完納証明書（長崎市発行） 事業税・・・納税証明書（長崎県振興局発行） 消費税及び地方消費税・・・納税証明書（その3）（税務署発行）6 前年度決算書7 役員の氏名、フリガナ、生年月日が記された書類（任意様式）

※1：中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者

様式等は長崎市ホームページをご参照ください。



問合わせ先

長崎市商工部産業雇用政策課 雇用促進係
〒850-8685 長崎市桜町4-1 商工会館4階
TEL 095-829-1313 FAX 095-829-1151



3 「長崎市中小事業者等一時金(第4期)」について

新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大により、2022年1月～3月にかけて長崎県から要請された市民への不要不急の外出自粛や飲食店等への営業時間短縮の影響を受け、事業収入が減少した市内の中堅・中小事業者のうち、国の「事業復活支援金」の対象要件（減収率30%以上）を満たさない事業者に対し、一時金を支給します。

2022年1月、2月、3月の事業収入のうち20%以上30%未満減少している月がある場合は

全ての業種の事業者が申請対象になり得ます。

- 2021年11月～2022年3月の間で「30%以上減少している月」がある場合は、
国の「事業復活支援金」の対象となり得ます。
※国の「事業復活支援金」の対象となる場合は、長崎市（長崎市中小事業者等一時金）への申請はできません。
- 長崎市中小事業者等一時金（第1期（2021年1～2月分）・第2期（2021年4月～6月分）・第3期（2021年8月～9月分）を受給した事業者も申請いただけます。
- 長崎県の要請に基づく市・町の営業時間短縮要請協力金（2022年1月・2月・3月分）を受給した（する）事業者は対象外です。
- 2022年実施の事業持続化支援金（宿泊事業者、端島航路事業者及び観光バス事業者）又は公共交通確保支援金を受給した（する）事業者は対象外です。

ご不明な点は、専用コールセンターへお問合せください。

本一時金の支給額は、定額ではありません。

支給額…2022年1月、2月または3月の事業収入の減少額
(月毎に上限10万円で、最大2か月分(20万円)支給)

《申請期間》

2022年4月1日(金)～2022年5月31日(火)

詳細は長崎市ホームページを
ご参照ください。

長崎市 一時金

検索



問合わせ先

長崎市商工部産業雇用政策課 立地創業係

〒850-8685 長崎市桜町4-1 商工会館4階

TEL 095-829-1313 FAX 095-829-1151

4 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」認定について

★令和4年4月1日に認定基準等が改正されました★

「次世代育成支援対策推進法」とは、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために定められた法律です。この法律において、常時雇用する労働者が101人以上の企業は、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の策定等が義務とされています。

(100人以下の企業は努力義務)

また、策定した「一般事業主行動計画」に定めた目標を達成したなどの一定の基準を満たした企業は、申請することにより、厚生労働大臣の認定・特例認定を受けることができます。

改正のポイントは以下の4つです。

Point1 くるみんの認定基準とマークの改正

- ①男性の育児休業等の取得に関する基準が改正されます。
- ②認定基準に、男女の育児休業等取得率等を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表すること、が新たに加わります。



Point2 プラチナくるみんの特例認定基準の改正

- ①男性の育児休業等の取得に関する基準が改正されます。
- ②女性の継続就業に関する基準が改正されます。



高い水準の取組を行っている企業であることをアピールできます！

Point3 新たな認定制度「トライくるみん」の創設

認定基準は、令和4年度改正前のくるみん認定と同じです。

※トライくるみん認定を受けていれば、くるみん認定を受けていなくても直接プラチナくるみん認定を申請できます。



Point4 新たに不妊治療と仕事との両立に関する認定制度が創設

くるみん、プラチナくるみん、トライくるみんの一類型として、不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組む企業の認定制度「プラス」が創設されます。



くるみんマークとは…「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定を受けた企業の証！

詳細は厚生労働省ホームページをご参照ください。

問合わせ先

長崎労働局雇用環境・均等室 TEL 095-801-0050

くるみんマーク

検索



5 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定について

「えるぼし認定」とは??

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」）に基づき、一定基準を満たし、女性の活躍促進に関する状況などが優良な企業を認定する制度です。

また、えるぼし認定企業のうち、より高い水準の要件を満たした企業は「プラチナえるぼし認定」を受けることができます。

～主な認定基準～

- 1.採用
- 2.継続就業
- 3.労働時間等の働き方
- 4.管理職比率
- 5.多様なキャリアコース

～えるぼし認定の段階～

「えるぼし認定」の段階は3段階あり、5つの評価項目のうち、えるぼしの基準を満たしている項目数に応じて取得できる段階が決まります。

- 5つ（全て）の基準を満たす：3段階目
- 3～4つの基準を満たす：2段階目
- 1～2つの基準を満たす：1段階目

<1段階目>



<2段階目>



<3段階目>



詳細は厚生労働省ホームページをご参照ください。

問い合わせ先

長崎労働局雇用環境・均等室 TEL 095-801-0050

6 「令和4年度長崎県離職者雇用促進助成金」について

長崎県離職者雇用促進助成金とは・・・

新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた方を**無期又は有期雇用労働者として雇い入れた**県内の中小企業事業主等に対して助成金を支給します。

支給額

無期雇用 1人あたり **30万円**

有期雇用 1人あたり **15万円**

- ・ 3か月以上雇用している場合に限る
- ・ 1事業主あたり2人まで
- ・ 対象労働者の3ヶ月あたりの賃金が支給額を下回る場合は、その額を上限



支給要件等

【対象労働者】

令和3年4月1日以降に新型コロナウイルス感染症の影響により離職された方

【対象事業主】

対象労働者を令和3年12月1日から令和4年11月30日までに無期又は有期雇用契約で雇入れ、3ヶ月以上継続して雇用した県内中小企業事業主

【支給要件】

- 対象労働者の1週間の所定労働時間が20時間以上であり、雇用保険に加入していること
- 対象労働者の主たる勤務地が県内の事業所であること
- 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から交付請求日までの間に、従業員を事業主都合で解雇していないこと。
- 請求する日までに対象労働者が離職していないこと
- 長崎県税の未納がないこと

申請書等は長崎県ホームページをご確認ください。

問い合わせ先

長崎県産業労働部雇用労働政策課
労政福祉班
TEL 095-895-2714

長崎県離職者雇用促進助成金

検索

